

[補足資料] モータ社 産業モータ事業部の 中国版RoHS指令に対する対応－2

2007年2月2日

松下電器産業株式会社
モータ社 産業モータ事業部

2006年7月より、欧州にてRoHS指令が施行され、特定6物質を含む製品の輸出が規制されています。すでに松下電器産業株式会社 モータ社 産業モータ事業部(以下、産業モータ事業部)としましては、欧州RoHS指令の規制に対応した製品の生産を開始しております。

さらに、2007年3月1日より、中国にて中国版RoHS指令が法律として施行されます。中国版RoHS指令は欧州RoHS指令の規制とは異なり、中国で販売する生産設備、および生産設備に使用され単独で販売されるモータ駆動装置とそのモータも対象となります。これに対し、産業モータ事業部としましては、中国に直接販売する、サーボモータ、アンプ、小型ギヤードモータおよび小型ギヤードモータ用スピードコントローラが中国版RoHS指令の対象と判断しております。

中国版RoHSの規制内容は、抜粋すると

- ① 特定6物質の規制値は欧州RoHS指令の規制と同一値(下表参照)である。ただし、欧州RoHS指令の規制とは異なり、中国版RoHS指令ではこの規制値を越えている場合、取扱説明書へ含有情報開示が必要となる。また、製品への含有有無の識別マーク表示も基本的には必要となるが、識別マークの表示については、輸入者と協議のうえ、不要と判断された場合、省略できる。

部品名称	特定6物質					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	6価クロム (Cr(VI))	ポリ臭化ビフェニル (PBB)	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)
欧州 RoHS 指令	1000	1000	100	1000	1000	1000
中国版 RoHS 指令	1000	1000	100	1000	1000	1000

(単位: ppm)

(注)両指令の規制値は同一であるが、欧州RoHS指令では、例えば、鋼材、アルミニウム合金、銅合金等の合金に含まれる鉛については、適用除外が存在し、中国版RoHS指令では適用除外は存在しないというような相違点がある。

- ② 包装材にリサイクルマークの表示が必要である。ただし、輸入者と協議のうえ不要と判断された場合、省略できる。

となっております。

産業モータ事業部の製品で上記の規制対象と判断した製品は、現時点で鉛の含有量が規制値を越える(注: 欧州RoHS指令の規制では適用除外)ため、

- 特定6物質の含有有無を表す識別マークの追加(製品に対して)
- 取扱説明書による特定6物質の情報開示
- 商品(製品もしくは包装材)への製品の製造年月日の追加
- 包装材へのリサイクルマークの追加

を行ってまいります。

また、中国版 RoHS 指令に関しましては、中国通関時に正規に対応しているかの確認が行なわれると予想されるため、弊社のお客様におかれましては、下記3点にご注意の上、ご対応をよろしく願います。

- ①御社の製品を納入するお客様が中国 RoHS 対象の生産設備を中国に輸出される場合、御社の製品に識別マーク、含有情報開示、およびリサイクルマークが必要かどうか 御社のお客様に確認することが必要です。
- ②弊社の製品をそのまま 御社が 中国へ輸出される場合は、含有情報開示が必要となります。
- ③弊社製品を使用した御社の生産設備を御社が直接中国に輸出される場合は、御社にて御社の生産設備が中国版RoHS指令に対応が必要かどうかのご確認、および必要であればご対応をお願いいたします。

上記に該当されるお客様におかれましては、ご要求いただければ、弊社製品の含有情報の資料を提出させていただきますので、別途お問合せ(モータニュース記載のお問い合わせ先まで)願います。

なお、中国でご使用中の弊社製品が故障した場合の補修品につきましては、現時点では中国版RoHS指令の対象外と判断しております。

最後に中国 RoHS 対象と判断した弊社製品に使用するマークについて説明いたします。

製品への識別マーク

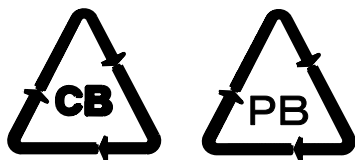
環境保護使用期限



左記の表示は、2006年2月28日公布の「電子情報製品汚染防止管理弁法」ならびに SJ/T11363-2006「電子情報製品汚染制御の標識要求」に基づき、特定6物質の含有量が規制値を越える製品に表示するマークで、中央の数字は中国で販売される電子情報製品に適用される環境保護使用期限を示しています。製造日から起算するこの年限内では、通常使用にて製品中の特定6物質が外部に漏洩したり、突然変異を起こしたりして、環境汚染や人体や財産に深刻な影響をおよぼすことはありません。

なお、産業モータ事業部が取り扱う製品の環境保護使用期限は 10 年間とします。ただし、この環境保護使用期限は製品保証期限を示すものではありません。

包装材へのリサイクルマーク



左記の表示は、包装材がリサイクル可能であることを示しています。中央の「CB」は主な包装材が段ボールの場合、「PB」は板紙の場合の表示です。

本補足は、2007年1月9日付発行のモータニュース「松下電器産業株式会社 モータ社 産業モータ事業部の中国版 RoHS 指令に対する対応」の改訂発行版です。内容は以前とほとんど相違はありません。内容をわかりやすくするため、変更、追記させていただいています。 以上